

社会福祉法人恵熊会 役員及び評議員に対する報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵熊会役員及び評議員（以下、役員及び評議員という）の報酬及び費用弁償並びにその支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員及び評議員の報酬（以下、「報酬」という。但し、交通費含む）の額は、1日につき4,000円とする。但し、監事報酬については1日10,000円とし、監事監査報酬は1日4,000円とする。

(適用除外)

第3条 役員でかつ社会福祉法人恵熊会職員である者に対しては、役員としての報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が業務を行うため旅行したときは、費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、社会福祉法人恵熊会熊延観光福祉工場旅費規程別表の区分1を適用する。

(旅行命令)

第5条 役員及び評議員の旅行は、旅行命令によるほか、理事長の発する会議招集通知によることができる。

(準用規程)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、役員及び評議員の報酬及び費用弁償の支給方法については、熊延観光福祉工場職員の例による。

附則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の変更は、平成18年4月1日から適用する。
- 3 この規程の変更は、平成29年4月1日より適用する。